

議案第 1 号

令和4年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書（令和3年度対象）について

以下の理由により、令和4年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書（令和3年度対象）（案）を別添のとおり提出する。

令和4年10月25日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定において、点検・評価報告書を作成し、議会へ提出するとともに、公表する必要があると定められている。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和4年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書（令和3年度対象）について
（概要説明）

部課名 教育庁総務課

1 経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定において、点検・評価報告書を作成し、議会へ提出するとともに、公表する必要があると定められている。

また、点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっている。

沖縄県教育委員会においては、「沖縄県教育振興基本計画」等に基づき効果的な教育行政の推進に取り組むとともに、県民への取組状況の説明責任を果たす観点から、平成20年度から学識経験者の知見を活用した点検・評価を実施し、報告書の作成、公表を行ってきた。

2 概要

(1) 点検・評価の実施方法（報告書作成方法）

(ア) 教育振興基本計画の14の主要施策のうち、教育委員会が所管する8つの主要施策において、基本方向と成果指標、活動指標の進捗状況等を示し、関連する154事業を対象にPDCAサイクルによる点検・評価を実施した。

具体的には、それぞれの事業の令和3年度における「実施状況」、「成果と課題」を点検・評価し、次年度への改善策を記載した。また、写真の掲載や各主要施策の主な指標をグラフ化することで視覚的イメージの確保に努めた。

(イ) 各事業の質の改善、進捗状況の明確化等のため、「沖縄県PDCA」と整合を図り、各事業毎の【進捗状況】を記載した。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、「概要版」と「3進捗状況」へ記載した。

(エ) 報告書作成にあたっては、学識経験者の知見を活用した。

(2) 学識経験者との意見交換（知見の活用）

(ア) 令和4年8月25日、3年振りに対面で学識経験者との意見交換を実施。

(イ) 学識経験者は以下のとおり。（五十音順）

- 城間 園子 琉球大学大学院教育学研究科准教授（大学関係者）
- 玉城 若子 沖縄県社会教育委員（社会教育関係者）
- 中村 孝夫 県高等学校長協会元会長（県立学校関係者）
- 與古田思信 県小・中学校長会元会長（県小中学校関係者）

(ウ) 学識経験者からの主な意見は以下のとおり。

① 沖縄県教育委員会が所管する8つの主要施策、26の施策項目に基づく全154事業に関して、PDCAサイクルの観点から明確に表記されており、明快である。前年度と比較して、「順調」、「概ね順調」の割合が83.3%と大幅に上昇している点は高く評価できる。

② コロナ禍で制限のある生活を強いられる中、子ども達の居場所が狭まってしまうことは残念である。ウィズコロナが今後の日常になることが予想され、学校現場での様々な工夫で子ども達の居場所が元気に再開されることを期待する。

③ 本県においては世界に冠たる沖縄科学技術大学院大学OISTが存在する。地元における世界的な研究機関の有効利用、活用を推進することにより、本県から世界レベルの人材を育成することを期待したい。

④ 施策全般について、保・幼・こ・小などの連携のように、移行期における情報の共有や発達段階を踏まえたそれぞれの取組の周知を校種間で図っていく必要はないか。

支援が必要な子どもたちには、早期発見・早期教育が必要である。特に脳科学の視点からは、認知機能の側面や臨界期を踏まえた上での対応が重要になってくる。幼稚園を含め、小中高等学校が発達段階や認知の側面からの授業の改善、生活指導等を考えていく必要があるのではないか。

【参考】臨界期とは、「人間の脳には学習するのに適切な時期があり、その時期を過ぎると学習が非常に困難になってしまう」という考え方。

⑤ スクールカウンセラー等配置事業、小中学生いきいき支援事業など網羅的な事業展開で、教育相談体制の充実や問題行動等の未然防止等に一定の効果을上げている。不登校の原因や復帰が困難な児童生徒の要因などの分析をさらに進め、より効果的な施策の推進が求められる。

3 今後の予定

(1) 年内に報告書を県議会に提出し、県教育委員会ホームページに掲載する。